

重要

令和5年度果樹経営支援対策事業（第2次）の実施要望について

りんご園の改植などを支援する「果樹経営支援対策事業」の実施要望を受け付けいたします。下記「優良品目・品種への改植又は新植」を希望する方は【実施要望書（右半面）】に必要事項を記入し、園地の公図を添付の上、役場産業課へ提出してください。

※交付決定時期は令和5年11月上旬を予定しています。樹の伐採や資材の購入、業者との契約が可能となるのは交付決定後です。

要望しても、必ず交付決定されるとは限りません。事業着工は必ず交付決定後に行ってください。

※例年、補助金対象外となる事例が発生しております。

I. 助成対象者

町果樹産地計画で位置付けられた担い手（※次の①から⑤のいずれかに該当する者）

- ① 認定農業者
② 本人または後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の農業者
③ 本人または後継者が65歳未満で、エコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の農業者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

※経営面積 … 農業委員会の農地基本台帳に記載されている経営農地（果樹）の面積

II. 助成内容

Table with 3 columns: 事業の内容, 補助率, その他の要件. Rows include 優良品目・品種への改植又は新植, (1) りんご改植, (2) 落葉果樹普通樹への改植, (3) 新植.

※わい化への改植 … トレリスは支柱の一部として、定額の対象経費とすることができます。

*** ウラ面につづく ***

令和5年度 果樹経営支援対策整備事業（第2次）の実施要望書（優良品目・品種への転換）

I. 事業主体（農業者）の担い手要件

Table with 5 columns: 農業者氏名, 農業者住所, 電話番号, 担い手の区分, 果樹経営面積. Includes address: 印 鶴田町大字.

- ※担い手の区分 ① 認定農業者
② 本人又は後継者が65歳未満で、果樹経営面積が0.8ha以上の者
③ 本人又は後継者が65歳未満でエコファーマー資格を有し、かつ、果樹経営面積が0.7ha以上の者
④ 認定新規就農者
⑤ 産地協議会が認める生産者

II. 事業の内容

Table with 6 columns: 園地番号, 園地の所在地, 実施面積, 転換元（伐採樹の現況）, 転換先（新たに植栽する内容）, 植栽間隔. Rows include 1, 2, 3, 4 and a total row.

III. 消費税申告（〇で囲む）

Table with 2 columns: 課税事業者, 免税事業者. Rows include ① 本則課税, ② 簡易課税, ③ 免税.

■優良品目・品種 … 町果樹産地計画で位置付けられた振興品種・品目のこと。

優良品目	優良品種（助成の対象となる品種）
りんご	ふじ、王林、つがる、ジョナゴールド、早生ふじ系、陸奥、紅玉、トキ、きおう、シナノゴールド、シナノスイート、北斗、金星、みよしレッド、しおりの詩、恋空、星の金貨、春明21、千雪、はつ恋ぐりん、あおり25、ぐんま名月、もりのかがやき、大紅栄、おいらせ、メルシー、華宝、紅はつみ

※その他果樹の優良品種についてはご確認ください

Ⅲ 申込み締切

令和5年7月28日（金）【厳守】

Ⅳ. 留意事項

- * 事業実施に当たり、国へ実施計画を提出します。改植する樹や植栽本数、植栽間隔など、改植後の園地のイメージをしっかりと固めて来てください。
漠然と「この辺を1反歩」などでは、実施計画が作れません。
実施園地が町外の場合は、各市町村税務担当課、または法務局で図面を請求してください。
- * 実施にあたっては、青森県青果物価格安定基金協会へ会費2,000円をお支払い頂きますので、通帳と銀行印を持参してください。
- * 要望額が国の予算を上回った場合、事業実施者などが設定する構造改革目標ポイント（以下「ポイント」）をもって、事業のできる・できない（採択・不採択）が決められます。
つまり、ポイントが低いと事業ができない（不採択）場合もありますのであらかじめご了承ください。
- * 改植事業の着工（りんご樹の伐採や抜根）が可能となるのは、原則として令和5年産の収穫が終わってからとなります。（事業実施園地の伐採予定樹を事前確認します。）
- * 本事業では、領収書がそろわないと事業完了となりません。
したがって、事業実施者は経費の全額を一度自己負担する必要があります。
（ただし、JA 購買未収など秋に一括支払いをしている業者に限り納品書でも可）
- * 補助金の交付は、年内完了分は令和6年3月下旬、翌年完了分は令和6年9月下旬の予定です。

果樹未収益期間支援事業について

果樹経営支援対策事業により、優良な品目・品種への改植・新植を実施した場合に発生する未収益期間を支援します。

Ⅰ. 助成対象者

果樹経営支援対策事業による改植の実施者

Ⅱ. 助成内容

事業の内容	補助率	その他の要件
1. 果樹経営支援対策事業により改植・新植した園地の未収益期間を支援	定額：22万円/10a (5. 5万円/10a×4年分)	下限面積：2a 同一人物が複数園地を改植した場合、改植面積をまとめることができる 複数年の面積合算は認められない